ACSES ニュースレター_２３８２号（2022 年 9 月 16 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（27 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇「生理食塩水打った」　医師、ワクチンと偽り注射か―警視庁<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)<消費者庁>
・中学生 7 人搬送、熱中症か　名古屋<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・株式会社アップドラフトに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について<消費者庁>／「ウイルス分解」仙台市の会社が景品表示法違反で課徴金<放送報道>
・ファイル共有ソフトで注意喚起　意図せず著作権侵害も―国民生活センター<Web 報道>
・1 日の作業時間が 10 分程度の簡単な作業で稼ぐことができるなどと勧誘し副業のガイドブックを消費者に購入させ、その後、電話勧誘により高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起<消費者庁>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３０６報）<厚生労働省>
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除<厚生労働省>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 職場の化学物質管理が変わります
化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ <労働安全衛生総合研究所(JNIOSH)>
[4] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2022 年 8 月分）を更新しました <産業環境管理協会(JEMAI)>
[5] 「オゾン層破壊物質の生産量、消費量等（令和 3 年度)」を公表しました <経済産業省>
[6] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。<農林水産消費安全技術センター>
[7] 食品安全衛生関係
◇環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第 1412 号）<官報>
◇環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第一条第一項に基づき農林水産大臣が定める事業活動を定める件（農林水産省告示第 1413 号）<官報>
◇環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動を定める件（農林水産省告示第 1414 号）<官報>
◇「来年は世界の人口養う十分な食べ物ない可能性」世界食糧計画<放送報道>
[8] 温暖化対策関係
◇株式会社脱炭素化支援機構の設立の認可について<環境省>

紫蘇（シソ）

[9] エネルギー問題
◇令和四年度以降の五年間についての石油備蓄目標（経済産業省告示第 166 号）〈官報〉
◇核融合戦略を政府策定へ　「協調から競争の時代に」研究を加速〈新聞報道〉
[10] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　７件　　［公募結果、意見募集結果］　５件　　［統計資料］　１件
[11] その他省庁発表　　２件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　25 件　　［開催記録、報告、資料等］　６件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇「出世払い型奨学金」導入検討へ 卒業後の所得に応じて支払い〈放送報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇「生理食塩水打った」　医師、ワクチンと偽り注射か―警視庁
＜時事ドットコム　2022 年 9 月 14 日＞　https://medical.jiji.com/news/54199
　新型コロナウイルスワクチンを打ったと装って接種委託料がだまし取られた事件で、詐欺などの疑いで逮捕された東京都北区の「王子北口内科クリニック」院長船木威徳容疑者（５１）が「接種希望者に生理食塩水を打ったこともある」と供述していることが１４日、捜査関係者への取材で分かった。
　船木容疑者はワクチンに否定的な考えを持っていたとみられ、警視庁捜査２課は慎重に供述の裏付けを進める。これまでに健康被害は確認されていないという。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 9 月 15 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030283/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220915_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：93 件
うち重大事故等として通知された事案：39件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 9 月 15 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030284/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220915_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):6件
(2)事故情報(食中毒情報)：12件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：34件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：2件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)

＜消費者庁　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030249/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220913_01.pdf
特記事項:ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うちガスボンベ１件)
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：３件
（うち電気洗濯機１件、電動アシスト自転車２件)
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：７件
（うち凍結防止用ヒーター（水道用）１件、自転車２件、ポータブルブルーレイプレーヤー１件、エアコン（室外機）１件、電動車いす（ハンドル形）１件、充電器１件)

・中学生７人搬送、熱中症か　名古屋
＜共同通信　2022 年 9 月 14 日＞
https://nordot.app/942634296470552576?c=39546741839462401
14 日午前、名古屋市内の市立中学校２校で、生徒計７人が体育の授業中に体調不良を訴え、病院に救急搬送された。市教育委員会によると、熱中症の疑いがあるが、意識ははっきりしているという。
7 人は、1 年生 4 人と 3 年生 3 人。体育大会の練習をしていた。
名古屋地方気象台によると、名古屋市内の気温は 14 日午前 9 時半ごろ、30 度を超えた。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・株式会社アップドラフトに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
＜消費者庁　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029903/
消費者庁は、本日、株式会社アップドラフトに対し、同社が供給する「滝風イオンメディック」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局東北事務所)の調査の結果を踏まえ、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・「ウイルス分解」仙台市の会社が景品表示法違反で課徴金
＜東日本放送　2022 年 9 月 14 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/fdd6ec3e6ece843985ada2800822f0c0521d8448
消費者庁は、仙台市太白区の会社が製造販売するイオン発生装置とする商品で、根拠の乏しい情報をカタログなどに掲載したとして２８００万円余りの課徴金を課しました。
景品表示法違反で課徴金を課されたのは、太白区のアップドラフトで同社が製造販売するイオン発生装置「滝風イオンメディック」についてです。　消費者庁によりますと、カタログやブログでインフルエンザウイルスやアレルギー物質を分解除去する効果や、免疫力を高め血圧を下げる効果があるなどとうたい、１台２４万円の定価で販売したということです。　消費者庁はこの表示の根拠を求めましたが、裏付けとなるものは示されなかったとして、表示していた期間の販売額９億５０００万円余りに基づき２８６４万円の課徴金を課しました。
消費者庁によると、２０２１年６月に措置命令を受けた後、指摘された表示を取り消して販売は続けているということです。

・ファイル共有ソフトで注意喚起　意図せず著作権侵害も―国民生活センター
＜時事ドットコム　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022091300956&g=soc
インターネット上で不特定多数の人とファイルのやりとりができる「ファイル共有ソフト」をめぐり、違法アップロードされたアニメなどをダウンロードし、著作権侵害となるトラブルが相次いでいる。違法の認識がないまま利用しているケースも目立ち、国民生活センターが注意を呼び掛けている。

全国の消費生活センターには、ファイル共有ソフトに関する相談が昨年４月から今年８月までに計９５件寄せられた。著作権侵害に基づく損害賠償請求のため、発信者情報の開示を求められているといった内容が多いという。

ファイル共有ソフトは写真や映像などを不特定多数と共有できる一方、他人の著作物を無許可で公開する例が後を絶たない。過去にはソフトを利用した違法アップロードをめぐり逮捕者も出た。

ファイルをダウンロードすると、他の利用者がそのファイルに自動的にアクセスできるようになるソフトもある。このため、ダウンロードしただけのつもりが、アップロードも同時にしたとみなされる事例も出ている。

東海地方の６０代女性宅には「著作権侵害に基づく損害賠償請求のため、出版社が発信者の情報開示を求めている」との書面がプロバイダー事業者から届いた。女性の子どもがファイル共有ソフトを通じ、違法と知らずに漫画をダウンロードしていたという。

国民生活センターの担当者は「映像などを著作権者に無断でアップロードやダウンロードする行為は、著作権侵害に当たる恐れがある」と指摘。ファイル共有ソフトの利用についても「仕組みやリスクをよく理解してほしい」と話している。

・1 日の作業時間が 10 分程度の簡単な作業で稼ぐことができるなどと勧誘し副業のガイドブックを消費者に購入させ、その後、電話勧誘により高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起

＜消費者庁　2022 年 9 月 15 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030231/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_220915_01.pdf

1日の作業時間が10分程度の簡単な作業で稼ぐことができるなどと勧誘し副業のガイドブックを消費者に購入させ、その後、電話勧誘により高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起を行いました。

詳細

令和3年6月以降、「1日の作業時間10分」の簡単な作業をするだけで稼ぐことができるなどというLINEのメッセージをきっかけに、最初に副業のガイドブックを購入させられた後、電話勧誘により高額なサポートプランを契約させられたという相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社レイズ及び株式会社ゼニスが、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(虚偽・誇大な広告・表示及び断定的判断の提供)を行っていたことを確認したため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３０６報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wyZ8MKNZPumpYRBRY

１　自治体の検査結果

小樽市、岩手県、山形県、茨城県、文京区、横浜市、新潟県、大阪府、大阪市

※　基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※　基準値超過　なし

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除（原子力災害対策本部長指示）

＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27976.html

本日、原子力災害対策本部は、福島県に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限の指示がなされていた以下の品目について、出荷制限の解除を指示しました。

（１）福島市において産出されたクサソテツ（栽培されたものに限る。）
（２）天栄村において産出されたフキ（野生のものに限る。）

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28045.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28044.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年９月15日版）
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28033.html
・Latest ”11 things you need to know NOW about COVID-19” has been updated.
＜厚生労働省　2022年9月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q6b8sCPZvmkp4ZjRY

◇パンデミックの終息視野に　コロナ死者、初期以来の低水準―WHO
＜時事ドットコム　2022年9月15日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022091401305&g=int

世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は１４日の記者会見で、新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）の「終息が視野に入った」との認識を示した。世界で先週に報告された死者数は、流行初期の２０２０年３月以来の低水準になったという。

WHOの統計によると、９月５～１１日の世界の死者数は約１万１０００人。世界的に７～８月よりも死者数が減少傾向にある。ピークだった昨年１月には、１週間で１０万人超が死亡した。

テドロス氏は「パンデミックを終わらせるのに、われわれはかつてないほど良い位置にいる。まだ到達してはいないが、終息が視野に入った」と語った。

一方で、「走るのをやめるには今は最悪の時だ」と述べ、対策の手を緩めてはならないと強調。具体的には、ワクチン接種や検査を通じた感染の早期確認などを続けるよう求めた。

◇新型コロナ感染「全ての地域で減少継続」　厚労省助言組織
＜時事ドットコム　2022年9月14日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022091401186&g=soc

新型コロナウイルス対策を助言する厚生労働省の専門家組織「アドバイザリーボード」は１４日、全国の新規感染者数について「全ての地域で減少が継続している。（第６波のピークだった）２月とほぼ同じレベルまで下がった」との見解を公表した。病床使用率は低下傾向で、療養者や重症者、死者も減少しているとした。

専門家組織によると、１３日までの１週間に確認された新規感染者数は前週比で７６％に減少。高齢者の新規感染者も減少傾向が見られた。

[対策・予防]

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があった都道府県の一部を改正する件（厚生労働省告示第284号）

［官報］　令和４年９月13日　特別号外　第76号　１頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220913/20220913t00076/20220913t000760001f.html

○厚生労働省告示第284号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第三項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があった都道府県（令和四年厚生労働省告示第二百六十六号）の一部を次の表のように改正し、令和四年九月十四日から適用する。

令和４年９月13日　　厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　　小倉　將信
（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第一項の規定に基づき、都道府県知事から届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。 宮城県 山形県 茨城県 福井県 （略）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第一項の規定に基づき、都道府県知事から届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。 宮城県 （新設） 茨城県 （新設） （略）

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wyZ_zbmrWsy2KLxRY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・改良型ワクチン、20 日から　オミクロン対応、年内接種完了　厚労省
＜時事ドットコム　2022 年 9 月 14 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/cb43fd97cd9c1b50fdddf7832b9177844ba55484

厚生労働省は 14 日、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した改良型ワクチンの接種を 20 日から始める方針を決めた。

この日開かれた同省の専門部会で了承された。4 回目の接種となる 60 歳以上の高齢者らを優先し、10 月以降は 2 回目までを終えた 12 歳以上に拡大する。自治体には希望者への接種を年内に終わらせるよう求める。費用を公費で負担する「臨時接種」にも位置付けられた。

接種間隔は 5 カ月としたが、欧米では 2～3 カ月と短くしている点を考慮し、厚労省は 10 月下旬をめどに短縮を検討している。自治体に対しては、11 月以降に対象者が大幅に増えることを想定して接種券などを準備するよう求める。前回と異なる種類のワクチンを打つことも認めた。

・20 歳未満のコロナ死亡例、7 割が発症 1 週間未満　今年の 41 人調査
＜毎日新聞　2022 年 9 月 14 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220914/k00/00m/040/316000c

---

・コロナで死亡の子ども、多くがワクチン未接種
＜日テレ NEWS　2022 年 9 月 14 日＞
https://news.ntv.co.jp/category/society/4fd0b9ece6a44927b40cdf12a802ccd0

・コロナ感染後死亡の子ども、4 割持病なし　発症 1 週間「経過観察を」
＜朝日新聞　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9G6QQZQ9GUTFL01W.html

****

[3] ***職場の化学物質管理が変わります***
化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ
＜労働安全衛生総合研究所(JNIOSH)＞　https://cheminfo.johas.go.jp/
労働安全衛生法関係政省令の改正（令和４年５月公布）に関するポータルサイトが 公開された。

****

[4] *環境関連法改正情報*

◇環境関連法改正情報（2022 年 8 月分）を更新しました

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2022 年 9 月 9 日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

****

[5] 「オゾン層破壊物質の生産量、消費量等（令和 3 年度)」を公表しました

＜経済産業省　2022 年 9 月 9 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/data/ods_shouhiryou/r3.pdf

オゾン層破壊物質等 令和３規制年度消費量等

（令和３年１月１日～令和３年１２月３１日）

（ODP トン）

特定物質	生産量	輸出量	輸入量	消費量
AⅠ（特定フロン）	0	0	0	0
AⅡ（特定ハロン）	0	0	0	0
BⅠ（その他 CFC）	0	0	0	0
BⅡ（四塩化炭素）	0	0	0	0
BⅢ（1,1,1-トリクロロエタン）	0	0	0	0
CⅠ（HCFC）	0	0	0	0
CⅡ（HBFC）	0	0	0	0
CⅢ（ブロモクロロメタン）	0	0	0	0
EⅠ（臭化メチル）	0	0	0	0

（GWP トン）

特定物質代替物質	生産量	輸出量	輸入量	消費量
FⅠ（HFC）	26,748,231	21,350,095	27,942,776	33,340,912
FⅡ（HFC-23）	6,415,493	6,377,387	922,527	960,633
合計	33,163,724	27,727,482	28,865,303	34,301,545

****

[6] *農薬*

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年 9 月 9 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[7] *食品安全衛生関係*

◇環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第 1412 号）

［官報］　令和 4 年 9 月 15 日　号外　第 199 号　57～62 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220915/20220915g00199/20220915g001990057f.html

○農林水産省告示第 1412 号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十五条第一項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和 4 年 9 月 15 日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号。以下「法」という。）第 15 条第 1:項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

第一　環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項

１　環境負荷低減事業活動の促進の意義

近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境は大きく変化している。これらに対処し、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展と国民に対する食料の安定供給の確保を図る観点から、農林水産省では、令和３年にみどりの食料システム戦略を策定したところである。

この戦略を実現していくためには、法第３条に規定する基本理念にのっとり、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムの確立を図ることが重要である。

特に農林漁業は、土地や水、生物資源などの自然資本に立脚しており、環境の変化による影響を受けやすく、また、その事業活動を通じて環境に直接作用する産業である。このため、農林漁業の持続的な発展を図るためには、農林漁業に由来する環境への負荷（以下「環境負荷」という。）の低減を図る農林漁業者の取組を促進するとともに、当該取組の実施を容易にするための技術の研究開発や活用、当該取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に資する流通の確保等を通じて、環境負荷の低減を図る取組の基盤を確立する必要がある。

また、燃油や化学肥料の原料を海外からの輸入に依存する我が国において、環境負荷の低減を図る取組を促進する中で国内資源を有効活用することは、食料安全保障の確立にも寄与するものである。

このような観点から、法第２条第４項に規定する環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与するものである。

２　環境負荷低減事業活動の促進の目標

環境負荷低減事業活動の促進の目標として、2024 年までに環境負荷の低減に取り組むモデルを 50 地区創出することとする。こうしたモデルの横展開や、既に実用化されている有用な技術の導入を促進すること等により、みどりの食料システム戦略の KP Ⅰ 2030 年目標のうち、以下の目標の達成を目指すものとする。

・2030 年までに化学農薬使用量（リスク換算）を 10%低減
・2030 年までに化学肥料使用量を 20%低減
・2030 年までに有機農業の取組面積を 6.3 万 ha に拡大
・2030 年までに燃料燃焼による二酸化炭素排出量を 10.6%削減
・2030 年までに加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合を 50%に拡大

第二　環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的な事項

１　環境負荷低減事業活動の促進の基本的な方向性

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、環境負荷が物質循環を介して、地域全体の自然環境に影響を与えるものであること、環境負荷の低減により、農林漁業の持続性の確保に資することが重要であることを踏まえ、地方公共団体や農林漁業者、食品産業の事業者など、地域の関係者が連携し、環境負荷の低減に資する生産方式の導入と合わせて、これに伴う労働負荷や生産コストの低減、農林水産物等の流通の確保、付加価値向上等の創意工夫の取組を推進するものとする。

２　環境負荷低減事業活動の内容

環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

⑴　農林漁業者が行う事業活動であること　法第２条第３項の「農業者、林業者若しくは漁業者」とは、農林漁業の事業活動を行う者をいい、自ら農林漁業の経営を行っている者のほか、農作業等を受託する組織も事業活動の主体となることができる。また、「これらの者の組織する団体」とは、農業協同組合、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする協同組織をいう。さらに、同項の「主たる構成員又は出資者となっている」とは、議決方法に関する定款等の定めに応じ、農林漁業者又は同項の「これらの者の組織する団体」が、意思決定について主導的な役割を果たし得るもので

あることをいう。

なお、法第 19 条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画においては、同条第３項に規定するとおり、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う措置に関する事項を含め、計画の対象とすることができる。

⑵ 環境負荷の低減を図るために行う法第２条第４項各号のいずれかに掲げる事業活動であること

① 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動（同項第１号）

化学肥料及び化学農薬の過剰な施用に伴い発生する水質汚濁や土壌の劣化、生物多様性の低下等の環境負荷の低減を図るため、土づくりと、化学肥料及び化学農薬の使用量の削減に資する生産技術を活用する取組を一体的に行う事業活動が該当し、化学肥料及び化学農薬を使用しない有機農業についてもこれに該当する。

具体的には、定期的に土壌診断を行った上で、家畜排せつ物等の有効利用により得られる堆肥等の施用を通じて土壌の性質の改善を行うとともに、局所施肥技術の導入や有機質肥料の施用、カバークロップ（緑肥）の作付け等による化学肥料の施用の減少、病害虫の発生の予防を含む様々な防除方法を組み合わせた総合防除の実践等を通じた化学農薬の使用の減少に取り組むものとする。また、これらの取組の実施に当たっては、地域の農業協同組合の生産部会等で栽培管理の手順・手法を定める栽培暦の改定及びその実践等の取組として一体的に行うことが期待される。

② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動（同項第２号）

農林業機械・漁船や、施設園芸での加温設備等における燃油使用に由来する二酸化炭素、農地土壌及び家畜排せつ物の管理並びに家畜の消化管内発酵に由来するメタン及び一酸化二窒素等、農林漁業の事業活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動が該当する。

具体的には、農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替え、施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入、水田作における秋耕の実施や中干し期間の延長、強制発酵等の温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換、アミノ酸バランス改善飼料への切替え等の取組のほか、農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用等が含まれる。

③ 農林水産省令で定める事業活動（同項第３号）

「環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和４年農林水産省令第 42 号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、別途農林水産大臣が定めるものとする。

なお、いずれの取組を行う場合にあっても、農林漁業者の経営状況等に照らして環境負荷低減事業活動に相当程度取り組む見込みであることに加え、当該環境負荷低減事業活動が企図する特定の環境負荷の低減の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう留意する必要がある。具体的には、事業活動を通じて適正な施肥及び防除、エネルギーの節減、悪臭及び害虫の発生防止、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止、環境関係法令の遵守等、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実践するとともに生産情報等のデータの記録及び保存に努めることが求められる。

⑶ 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、農林漁業の持続的な発展等を目的とするものであることを踏まえ、農林漁業の持続性の確保に資するものである必要がある。

具体的には、当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであることが必要である。例えば、個々の経営状況等に照らして、スマート農業技術を始めとする先端的技術やそれらを活用した農業支援サービスの積極的な利用、食品事業者と連携した新商品の開発や販路開拓などを通じて、環境負荷低減事業活動に伴って増大する労働負荷や生産コストの低減、付加価値の向上等、生産性を維持又は向上させるための取組を推進し、農林漁業の所得の維持又は向上を図るなど、持続性の確保に資することが求められる。

３ 環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標

環境負荷低減事業活動実施計画に記載する環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標は、当該実施計画の実施により達成が見込まれるものであり、また、事業実施場所がその区域に含まれる基本計画（法第 16 条第１項に規定する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」をいう。以下同じ。）の推進に資するよう、化学肥料及び化学農薬、燃油等の使用量、有機農業等の環境負荷の低減を図る取組の面積、温室効果ガスの排出量等適切な数値指標を用いて定めるものとする。

４　環境負荷低減事業活動の実施期間

環境負荷低減事業活動実施計画に記載する環境負荷低減事業活動の実施期間は、５年間を目途に定めるものとする。

第三　特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域（特定区域）の設定に関する基本的な事項

１　特定環境負荷低減事業活動の内容

特定環境負荷低減事業活動は、法第 15 条第２項第３号の規定のとおり、集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものとして規則第２条の規定に基づき、別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動をいい、地域のモデルとなり得る先進的な取組を想定している。

具体的には、有機農業の生産団地の形成と地域農産物のブランド化を図る事業活動、産地全体で環境負荷の低減に資する先端的技術を備えた機械を導入し、共同利用を通じて導入コストを効果的に低減させる事業活動、地域の清掃工場等から排出される熱や二酸化炭素を分離・活用した施設園芸団地の形成を図る事業活動等の取組が含まれる。

特定環境負荷低減事業活動は、集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものであることから、実際に「集団又は相当規模で行われ」、「地域における環境負荷の低減の効果を高める」必要がある。このため、実施主体は、２戸又は２名以上の共同で実施する農林漁業者を基本的に想定しているが、一の個人又は法人が地域の実情からみて相当規模で環境負荷の低減に取り組む場合には、これも認定できるものとする。また、当該特定環境負荷低減事業活動において、生産及び流通の方式の全部又は一部の共通化を図るとともに、事業実施場所が存する地域の市町村等の地方公共団体と連携・協力し、技術の普及指導、新技術の実証、他地域との交流等を通じて環境負荷低減事業活動の地域における普及拡大に努めることが求められる。

これらの点については地方公共団体が基本計画の作成に当たって特定区域を設定する際に当該区域で促進する取組内容について、地域の特性と実情を踏まえて設定できるものとする。

また、法第 21 条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画では、同条第２項第５号に掲げるとおり、特定環境負荷低減事業活動実施計画の達成状況の評価に関する事項について記載することとしており、特定環境負荷低減事業活動を行う農林漁業者は、地域のモデルとして自らの事業活動の状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制の整備が求められる。

なお、同条第３項に規定するとおり、特定環境負荷低減事業活動実施計画においては、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う措置に関する事項を含めることができることから、特定環境負荷低減事業活動を行う農林漁業者は、必要に応じて、これらの関係者と連携し、地域一体となった取組を形成することが望ましい。

２　特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域の設定に関する基本的な方向性

法第 15 条第２項第３号に規定する特定区域は、地方公共団体が自らの発意により、特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域として基本計画の中で定めることができるものである。

特定区域の設定に当たっては、特定環境負荷低減事業活動の実施により高い環境負荷の低減の効果が見込まれる区域を設定することとし、基本計画の期間内に、区域内において特定環境負荷低減事業活動を相当程度実施又は拡大することを目指すことを基本とする。したがって、特定区域を定める際には、区域内で想定する特定環境負荷低減事業活動の具体的な実施内容を併せて明確にする必要がある。

設定する区域の単位については、①農業集落、大字、学区、旧行政区域の単位など自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有することを基本としつつ、②当該区域の取組の実態等を勘案し、飛び地も含めて設定できるものとする。また、特定の農地区画で栽培管理の方法をきめ細かく管理する場合など、必要に応じて地番等を用いて定めることも可能とする。　なお、特に、３の協定の活用が想定される場合は、特定区

域を設定する必要があることに留意すること。

３　有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

法第 31 条第１項に規定する有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）は、特定区域内において、農林漁業者が基本計画に位置付けられた特定環境負荷低減事業活動として地域ぐるみで安定的に有機農業に取り組もうとする場合に、病害虫のまん延や農薬の飛散の防止等、慣行栽培との営農手法の調整の課題について地域で合意形成を図るための協定を締結し、市町村長（同条第２項第１号に規定する協定区域が２以上の市町村の区域にわたる場合には、都道府県知事）の認可を受けることができるようにするものである。

協定の認可により、協定区域の農用地の所有者等が変わっても協定が引き続き効力を有することとなり、安定的に有機農業に取り組むことができるようになるほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく公告縦覧等の手続を不要とし、農用地区域に編入しやすくすることにより、開墾地等でも基盤整備事業等を利用しやすくする措置を講じている。

特定区域において求められる特定環境負荷低減事業活動として有機農業の生産団地の形成を図ることとしている市町村及び都道府県にあっては、区域内の農業者の意向を踏まえ、協定の積極的な活用を促すよう努めるものとする。

なお、法第 31 条第 1:項に規定するとおり、協定区域は「相当規模の一団の農用地」である必要があるが、特定区域内にある全ての農用地を対象とする必要はなく、地域の実情に照らし、関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で、かつ、協定の効果が期待できる一定のまとまりを有していれば足りるものとする。

第四　環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画の作成に関する基本的な事項

１　基本計画の作成主体

基本計画は、特定環境負荷低減事業活動を始めとする環境負荷の低減に向けた地域のモデル的な取組の剔出とその横展開を効果的に進める観点から、地域の広域的な農林水産政策の方向性を定め、技術の普及指導を担う都道府県と、環境負荷の低減に取り組む生産団地の形成に向けた農林漁業者と事業者とのマッチングや土地の利用調整等を担う市町村の双方が連携しながら取り組めるよう、法第 16 条第１項に規定するとおり、自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が共同して作成できるものとしている。

ここで、「自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域」とは、地理的に分断されておらず連続性を有すること（自然的）、地域内での取引等が継続的に反復して行われていること（経済的）、都道府県の支庁や農林漁業者が構成する団体の管轄区域（社会的）等を総合的に勘案して、一体性が認められる地域を指すものとする。

なお、一の都道府県の全域を区域とし、都道府県と当該都道府県内の全市町村が共同で基本計画を作成することが可能である。

２　基本計画の内容

市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たっては、法第 16 条第２項の規定に基づき、以下の点に留意して作成するものとする。

⑴　環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

市町村及び都道府県は、地域の農林漁業の現状や侍陸を踏まえ、環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標について、各地域で把握可能な任意の指標を用いて定めるものとする。具体的な目標例としては、例えば、土づくりや化学肥料及び化学農薬の削減に取り組む農業者数、有機農業の取組面積等が挙げられる。このほか、環境負荷低減事業活動の促進に寄与するものであれば、国際水準相当の農業生産工程管理（国際水準ＧＡＰ）に取り組む農業者数など、補足的な目標として定めることができる。　目標の設定に当たっては、基本方針の目標の達成に資するものとすること、目標年度は５年間を目途として定量的に定めるものとすること、基本計画の実施状況等を評価し、適切な検証を行えるよう、目標の達成状況を適切に計測及び管理する手法を明確化することに留意するものとする。

⑵　環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

市町村及び都道府県は、⑴で定める目標の達成への寄与、地域における施肥基準や栽培暦といった慣行的な化学肥料や化学農薬の使用量（慣行レベル）等地域の標準的な生産方式を勘案し、主要な営農類型における導入すべき技術体系など、環境負荷低減事業活動として推奨する取組の類型を定めるものとする。また、市町村及び都道府県は、地域の標準的な生産方式や農林漁業者の実施状況を踏まえ、必要に応じて環境負荷低減事業活動として求められる環境負荷の低減の水準を定めることができる。

なお、本事項を定めるに当たっては、法の施行に伴い廃止される前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第３条第１項に基づく導入指針において定められている導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容についても、継続して取り組めるよう配慮するものとする。

⑶　特定区域を定める場合における当該特定区域の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

特定区域の区域は、第三の事項を踏まえて、市町村及び都道府県の発意により定めるものとする。特定区域の設定により、特定区域内において特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者（法第 21 条第３項の措置を行う者を含む。）には行政手続のワンストップ化等の特例措置が講じられることとなる。このため、特定区域の設定に係る内容の妥当性の確保や合意形成のための手続として、市町村及び都道府県は、基本計画において特定区域に係る事項を定めようとするときは、その旨を公告し、当該事項の案を、理由を記載した書面を添えて、２週間公衆の縦覧に供すること（法第 16 条第３項）、利害関係人（特定区域の内外で事業を行う農林漁業者等）は、縦覧期間中に当該事項の案について、都道府県に意見書を提出することができること（同条第４項）としており、市町村及び都道府県は、特定区域の設定に当たり、当該手続を適切に実施する必要がある。

⑷　環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、環境負荷の低減に資する先端的技術の成果の利用や当該技術を備えた機械のリース方式での提供、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上等、法第２条第５項に規定する基盤確立事業を有効に活用することにより、農林漁業者による環境負荷を低減させ、農林漁業の持続的な発展につなげることが重要である。

このため、市町村及び都道府県は、区域内の農林漁業者が自らの状況に応じて適切な基盤確立事業を活用できる環境の整備を図るため、地域の農林漁業の特性や基盤確立事業者との連携等の実態を踏まえ、今後活用が期待される基盤確立事業の具体的内容について定めるものとする。

⑸　環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、その持続性を確保する観点から、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物等の販路を確保する取組が重要である。

このため、市町村及び都道府県は、当該農林水産物の流通及び消費を促進する観点から、環境負荷の低減を通じた地域産農林水産物のブランド化の推進、有機農産物などの学校給食や庁舎等の食堂における利用等を通じた地産地消や、食育など消費者の理解の促進、食品事業者と連携した輸出の促進や販路の開拓、農林水産物の集出荷拠点の整備による流通コストの削減に関する事項等について定めるものとする。

⑹　その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、特定区域の早期の設定を通じて、地域のモデル的な取組を創出し、その横展開を図ることが効果的であり、市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たり特定区域の設定に努めることとする。

その際、農林漁業者、食品産業の事業者その他の事業者や研究機関、普及組織等との有機的な連携の推進、地域の人材育成等の取組が重要となることから、国の施策の活用を含め、域内の農林漁業者が行う環境負荷低減事業活動の促進に向けて講じる支援措置や推進体制等を基本計画に記載するものとする。

なお、市町村及び都道府県における推進体制については、農林水産部局を中心としつつ、商工、環境、教育等の関係部局と連携するなど、関係部局が一体的に取り組むよう工夫するものとする。

３　基本計画の作成に当たって配慮すべき事項

⑴　市町村及び都道府県の役割分担の明確化　基本計画の作成に当たっては、法第 16 条第６項の規定のとおり、環境負荷低減事業活動の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、地域の取組実態に応じて市町村及

び都道府県の双方が役割分担を明確化するものとし、市町村、都道府県いずれの発意による場合にあっても互いに協力及び連携して取り組むものとする。

なお、基本計画については、都道府県が主導して基本計画の素案を作成した上で、特定区域を設定し地域ぐるみの事業活動を促進しようとする市町村その他の当該都道府県域内の全ての市町村に照会を行うなど取りまとめを行い、都道府県が当該都道府県域内の全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする。ただし、地域のモデル的な取組の創出に取り組むため、市町村が主導して計画を作成する場合には、都道府県と調整の上、都道府県が主導して作成する基本計画との整合を図った計画を都道府県と連名で作成することも可能である。

⑵　市町村及び都道府県における既存計画等の有効活用

基本計画の作成に当たっては、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）等に基づき地方公共団体が策定している農林水産施策や環境施策に関する計画等（計画と同様の性質を有する戦略、大綱、方針その他の文書を含む。以下この（2）において同じ。）や、地域の農林水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るために地方公共団体が独自に策定している計画等を活用することができるものとする。

⑶　基本計画の作成に当たっての地域の合意形成の促進

特定区域での取組を始め、基本計画の実効性を高めるためには、あらかじめ基本計画を作成する市町村及び都道府県のみならず、農林漁業者及びその組織する団体、基盤確立事業の実施主体となる農機メーカー、資材メーカー、食品事業者、地域の金融機関等、関係者が一体となって取組を進めることが重要である。このような観点から、基本計画の作成及びその推進に当たっては、関係者との意見交換を実施するほか、必要に応じて、関係者で構成する協議会を組織し、事前に当該基本計画に定める事項について当該協議会に協議するなど地域の食料システムの関係者の相互連携と合意形成を促すことに配慮するものとする。

⑷　地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との調和

市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たっては、法第 16 条第５項に規定するとおり、環境負荷低減事業活動の実施が地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全など地域の環境保全に寄与するとともに、特定区域の設定を通じた特定環境負荷低減事業活動の促進に当たり農山漁村と都市それぞれの健全な発展と秩序ある整備に配慮するため、地方公共団体が関係法令に基づき実施する地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との調和を図るものとする。　このため、市町村及び都道府県が基本計画を作成する場合には、農林水産施策を所管する部局と環境施策を所管する部局との間で、特定区域を定める場合には、農林水産施策を所管する部局と都市計画等の施策を所管する部局との間で相互に連携し、基本計画の内容について協議を行うこと等により、基本計画を作成する市町村の区域において関係する各種計画と基本計画との整合性を確保するべきである。

第五　基盤確立事業の実施に関する基本的な事項

１　基盤確立事業の促進の基本的な方向性

環境負荷の低減を図る取組は、農林漁業者にとって、従来の生産方式から転換するものであり、特に化学農薬の使用削減や有機農業の拡大の実施に当たっては、労働負荷及び労働時間の増大、病害虫のまん延による減収リスク等が生じ得るものであることから、農林漁業の持続的発展との両立が課題となる。

農林漁業者の減少及び高齢化等、我が国農林漁業が厳しい経営環境にある中、これらの課題解決に向けては、農林漁業者自らの取組のみならず、農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見、経営資源を積極的に取り入れ、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備することが重要である。

このような観点から、環境と調和のとれた食料システムの確立を図るため、法第２条第５項に規定する基盤確立事業を促進するための国の認定制度を設け、先端的技術の研究開発及び実証、環境負荷の低減に資する資材又は機械の生産及び販売、環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物を用いて行う新商品の開発や販路開拓等の事業を推進するものとする。

２　基盤確立事業の内容　基盤確立事業は、以下の要件に適合したものとする。

⑴　法第２条第５項各号に掲げる以下の①から⑥までのいずれかの事業であって、「環境負荷の低減の効果の増進］又は「環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物　の付加価値の向上」に相当程度寄与するものであること

「環境負荷の低減の効果の増進」とは、以下の①から⑥までのいずれかの事業を通じて、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組む際の労働負荷や生産コストの上昇、収量の低下等の課題に対処し、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組みやすくなることをいう。また、「環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上」とは、環境負荷低減の取組が持続的に行われるためには、当該取組を通じて生産された農林水産物が再生産可能な価格で十分な量が流通することが重要なことから、以下の①から⑥までのいずれかの事業を通じて、農林漁業の所得向上につながる新たな付加価値を剔出することをいう。

なお、事業の実施に当たっては、許認可や届出等を要する個々の関係法令や国が定めるガイドライン等を遵守するよう留意するものとする。

① 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進（同項第１号）

ロボット、ＡＩ，IoT 等を活用したスマート農業技術を始め、環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業をいう。

「先端的な技術」であるかについては、現行の技術の水準、当該技術の普及状況や事業の新規性等を総合的に勘案するものとする。

なお、第１号事業として認定を受けた基盤確立事業実施計画のうち資材又は機械類の開発に該当するものについては、当該計画の実施期間が終了し当該技術の研究開発の成果の移転が適切に図られた後において、引き続き当該技術の普及に取り組む場合には、第３号事業又は第４号事業に円滑に移行できるものとする。

② 新品種の育成（同項第２号）

病虫害抵抗性や少肥適応性等、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新たな品種を育成する事業をいう。

③ 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売（同項第３号）

環境負荷の低減を図るため、堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料、食品残さを活用した有機質肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売、除草機や可変施肥機その他の環境負荷の低減に資する機械類の製造及び販売に取り組む事業をいう。なお、「物件」とはソフトウェアを含み、④において同様である。

④ 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させること（同項第４号）

環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械等の産地全体での導入の加速化に資する当該機械等のリース・レンタル等を行う事業をいう。

⑤ 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓（同項第５号）

環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物を活用した新商品の開発、製造又は当該新商品の販路の拡大を行う事業をいう。

「不可欠な原材料」であるかについては、当該農林水産物を原材料として用いることが当該商品の品質等を特徴づけるものとなっているか等を総合的に勘案するものとする。

⑥ 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化（同項第６号）

「流通の合理化」とは、農林水産物の流通コストを削減するための流通の効率化、農林水産物の価値を高め、又は新たな需要を開拓するために行う流通上の品質管理や衛生管理の高度化等をいう。具体的には、環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物について、荷さばき業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売情報管理の高度化等、既に用いている流通の方式を改善し又は新たな流通の方式を導入する事業をいう。

⑵ 事業効果が広域的に寄与すること

基盤確立事業は、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備するものであることから、事業展開による環境負荷低減の取組への効果が地域の農業協同組合の管轄区域や県域を超えて波及することが求められる。その際、自らの事業の実績又は同業他社の事業の実施状況等を勘案するもの

とする。

⑶　事業内容が一定の先進性を有すること

基盤確立事業は、環境負荷の低減の効果の増進を相当程度期待するものとして、事業内容について一定の先進性を有することが求められる。その際、現行の技術水準や当該技術を備えた製品及びサービスの普及状況、同業他社や事業実施地域における事業の実施状況等を勘案するものとする。

３　基盤確立事業実施計画の作成に関する事項

⑴　作成主体

基盤確立事業を実施しようとする者が単独又は共同で作成するものとし、業種や事業規模等について特段の定めは設けないものとする。

⑵　基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標に関する事項

基盤確立事業を実施しようとする者は、その事業内容に応じて、実施期間において達成すべき環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標を定めるものとする。目標の設定に当たっては、研究開発等に関する事業であれば当該技術の性能や当該技術を活用した製品等の市販化時期及び価格、機械類の生産及び販売、新商品の生産及び販売の拡大に関する事業であれば当該製品等の取引量の拡大など当該事業内容に整合的なものとすること、基本方針の目標の達成に資するものとすること、目標年度は事業の実施期間の終了年度とすること、事業の実施状況等を評価し、適切な検証を行えるようにすることに留意するものとする。

⑶　基盤確立事業の内容及び実施期間

実施期間内に実施する基盤確立事業の具体的な内容及び実施時期について記載するものとする。実施期間は、５年（新品種の育成に関する事業については 10 年以内）を目途に定めるものとする。

⑷　基盤確立事業の実施体制

基盤確立事業の内容に係る役割分担等の実施体制について記載するものとする。

４　租税特別措置法に基づく農林漁業者が導入する機械等に係る課税の特例の確認等に関する事項

⑴　環境負荷低減事業活動用資産に関する事項

青色申告書を提出する個人又は法人で法第19条第１項又は第21条第１項の認定を受けた農林漁業者は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 11 条の４第１項及び第 44 条の４第１項等の規定に基づき、環境負荷低減事業活動用資産の取得等を行った場合に所得税又は法人税の課税の特例措置を受けることができる。

環境負荷低減事業活動用資産とは、法第 20 条第３項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 22 条第３項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産であって、その取得価額が 100 万円以上であり、基盤確立事業実施計画の認定の際に、事業者が基盤確立事業において製作又は建設する機械等が次の基準のいずれにも該当することについて確認できたもの及び当該機械等と一体的に整備される建物等に限られる。

①　次のいずれかに該当する機械等であること。

イ　慣行的な生産方式と比較して、化学肥料又は化学農薬の施用又は使用の量の減少に資する機械等（複数の営農条件で有効性の確認が行われたものに限るい（例：可変施肥機）

ロ　環境負荷低減事業活動（化学肥料及び化学農薬の施用及び使用の量を減少させる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な機械等（例：水田用除草機、色彩選別機）

②　一定期間内（10 年以内）に販売されたモデルであること。

③　基盤確立事業実施計画の認定時点でその販売台数がその販売者の旧モデルの販売台数を下回っているモデル（ベンチャー企業等が初めて事業化したモデルを含む。）のものであること。

⑵　基盤確立事業用資産に関する事項

青色申告書を提出する個人又は法人で法第 39 条第１項の認定を受けた者は、租税特別措置法第 11 条の４第２項及び第 44 条の４第２項等の規定に基づき、基盤確立事業用資産の取得等を行った場合に所得税又

は法人税の課税の特例措置を受けることができる。

基盤確立事業用資産とは、法第 40 条第３項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る。）を製造する専門の機械等（例：堆肥の広域流通を促進するペレット化装置）及び当該機械等と一体的に整備される建物等をいう。

第六　その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項

１　租税特別措置法に基づく課税の特例に係る措置

法及び租税特別措置法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者、基盤確立事業実施計画の認定を受けた者については、それぞれ所得税又は法人税に係る課税の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての初期の税負担の軽減に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、法に基づく認定制度の運用に当たっては、農林漁業者等に対して当該措置の積極的な活用を促すよう努めるものとする。

２　融資の特例に係る措置

法第 26 条に規定する認定農林漁業者及び法第 40 条第１項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。

（認定農林漁業者への措置）

・農業改良資金の償還期限の延長（法第 23 条）
・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第 24 条第１項及び第２項）
・沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第 25 条第１項及び第２項）
・畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第 26 条）
・食品流通改善資金の貸付適用（法第 27 条）

（認定基盤確立事業者への措置）

・食品流通改善資金の貸付適用（法第 41 条）
・新事業活動促進資金の貸付適用

その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等との連携に当たり、株式会社日本政策金融公庫等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ＥＳＧを考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関によるＥＳＧ地域金融の取組の推進に努めるものとする。

３　既存の施設等の有効活用の促進

地域ぐるみで環境負荷の低減を図る取組等を進めるに当たっては、大規模な有機農業団地の形成に不可欠な堆肥を共同で処理・保管する堆肥舎、共同利用する環境負荷の低減に資する農業機械の格納庫、当該取組を通じて生産された農産物を慣行農産物と切り分けて流通・加工・販売する施設など複数の施設を活用するニーズが想定される。

これらのニーズに対応し、環境負荷低減事業活動の促進を図る観点から、基本計画を作成している地方公共団体は、地域の既存施設等の有効活用に努めるものとする。その際、必要に応じて、認定特定環境負荷低減事業活動実施計画及び認定基盤確立事業実施計画に係る補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に規定する財産をいう。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用すること等をいう。）に係る行政手続の簡素化の措置の活用について検討するものとする。

４　環境と調和のとれた食料システムの確立のための施策の総合的な推進

国は、法第４条に規定するとおり、環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有している。

このため、国は、法第２章に掲げる国が講すべき施策の規定を踏まえ、関係省庁間の相互連携の下、法に基づく措置と併せて、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する関連施策の推進に努めるものとする。具体的には、みどりの食料システム戦略、農林水産省地球温暖化対策計画、農林水産省生物多様性戦略に基づく取組を積極的に促進するとともに、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく課税の特例（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく株式会社脱炭素化支援機構による資金供給、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）に基づく農林漁業法人等投資育成事業の推進、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）に基づく多面的機能発揮促進事業の推進、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）に基づく措置その他関係法令に基づく支援措置の活用、法に基づく認定制度と農林水産関係予算事業との連携等、総合的に施策を推進する。

また、環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、現場の取組状況や課題を踏まえ、施策を点検・検証し、改善していく不断の取組が重要である。

このため、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、当該基本計画、認定環境負荷低減事業活動実施計画、認定基盤確立事業実施計画等の進捗状況に係るデータを的確に把握するとともに、各地の取組事例を収集し、地域の食料システムの関係者と共有するなど、取組の横展開が効果的に図られるよう、現場への伴走的な支援に努めるものとする。

◇環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第一条第一項に基づき農林水産大臣が定める事業活動を定める件（農林水産省告示第 1413 号）

［官報］　令和４年９月 15 日　号外　第 199 号　62 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220915/20220915g00199/20220915g001990062f.html

○農林水産省告示第 1413 号

環境と喟和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）第一条第一項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動を次のように定める。

令和４年９月 15 日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第一条第一項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動は、次に掲げる事業活動とする。

一　土壌を使用しない栽培技術を用いて行われ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

二　次に掲げる物質の量を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

イ　家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質

ロ　餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質

三　土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を、農地又は採草放牧地に施用して行う生産方式による事業活動

四　生分解性プラスチックを用いた資材の使用その他の取組によるプラスチック使用製品産業廃棄物等（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第九項に規定するプラスチック使用製品産業廃棄物等をいう。）の排出若しくは流出の抑制若しくはこれらに伴う農林漁業に由来する環境への負荷の低減又は化石資源由来のプラスチックの使用量の削減に資する生産方式による事業活動

五　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二条第四項第一号及び第二号並びに前各号に掲げるもののほか、その地域において通常行われる施肥及び有害動植物の防除と比較して化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術並びに生物の多様性の保全その他の環境の保全に資する技術を組み合わせて用いる農業に関する技術を用いて行われる生産方式による事業活動

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動を定める件（農林水産省告示第 1414 号）

［官報］　令和４年９月 15 日　号外　第 199 号　62～63 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220915/20220915g00199/20220915g001990062f.html

○農林水産省告示第 1414 号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）第二条の集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものとして農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動を次のように定める。

令和４年９月 15 日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第二条の集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものとして農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動は、次に掲げる環境負荷低減事業活動とする。

一　有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）第二条に規定する有機農業をいう。）の生産活動

二　廃熱の回収利用その他の特定区域に存在する資源の活用により、温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。）の量の削減に資する農林漁業の生産活動

三　環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇「来年は世界の人口養う十分な食べ物ない可能性」世界食糧計画

＜NHK　2022 年９月 13 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220913/k10013815201000.html

ウクライナからの農産物の輸出が８月再開され、世界の食料危機への懸念は緩和されたかのような印象を受けますが、国連の WFP＝世界食糧計画の担当者は NHK とのインタビューで「来年は世界の人口を養うために十分な食べ物がない状況に陥る可能性がある」と述べ、危機的な状況は決して終わっていないと訴えました。

世界各国で食料支援を行っている WFP でウクライナのほか中東や北アフリカなどを担当するフライシャー局長が 12 日、NHK のインタビューに応じ、ロシアによる軍事侵攻で滞っていたウクライナからの農産物の輸出が８月、再開されたことを重要な一歩だと評価しました。

しかし、今後については「農地や農業インフラが破壊されている上、農業が盛んな東部が戦いの前線となっていて、農家も兵士となって戦闘に加わっている」と述べ、ウクライナでは農作業が例年どおり進められない事態に陥っていると指摘しました。

その上で、この秋から来年にかけての穀物の収穫量は豊作だった昨シーズンの１億トンあまりに比べ、３割以上落ち込むという見通しを明らかにしました。

また、世界の肥料の多くを生産していたロシアからの輸出が滞り、肥料の価格が高騰していることで世界中の農家が十分な肥料を買えなくなり、農産物の生産量が落ち込むおそれもあると指摘しました。

さらに、パキスタンの洪水や中国やヨーロッパの干ばつといった異常気象も今後の世界の食料供給にマイナスの影響を与える可能性にも言及しました。

フライシャー局長は「ことしは農産物の価格の上昇で食料を買えないことが問題だったが、来年は世界の人口を養うために十分な食べ物がない状況に陥る可能性がある」と述べ、強い懸念を示し、危機的な状況は決して終わっていないと訴えました。

その上で、来年 G7＝主要７か国の議長国となる日本に対し、食料危機を G7 の主要な議題に据えるべきだとして先進国の支援の必要性を強調しました。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇株式会社脱炭素化支援機構の設立の認可について

＜環境省　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00563.html

****

[9] ***エネルギー問題***

◇令和四年度以降の五年間についての石油備蓄目標（経済産業省告示第 166 号）

［官報］　令和 4 年 9 月 15 日　本紙　第 819 号　6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220915/20220915h00819/20220915h008190006f.html

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、令和四年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和 4 年 9 月 15 日　　経済産業大臣臨時代理

国務大臣　　岡田　直樹

令和四年度以降の五年間についての石油備蓄目標

一　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、国家備蓄は産油国共同備蓄の二分の一と合わせて我が国の石油の輸入量の九十日分（国際エネルギー機関（ＩＥＡ）基準）程度に相当する量を、民間備蓄は我が国の石油の消費量の七十日分に相当する量をそれぞれ下回らないものとし、石油ガスにあっては、国家備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の五十日分程度に相当する量を、民間備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の四十日分に相当する量をそれぞれ下回らないものとする。

二　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設は、石油にあっては、無しとし、石油ガスにあっても同様とする。

◇核融合戦略を政府策定へ　「協調から競争の時代に」研究を加速

＜朝日新聞　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9F5JTVQ9FULBH00F.html

二酸化炭素を排出しない将来のクリーンエネルギーとして注目される核融合で、政府は来春をめどに研究開発戦略を作ることを決めた。日本は国際協力で「国際熱核融合実験炉（ITER)」に参加し技術を蓄積してきたが、近年、各国が独自開発を始め、競争が激しくなっている。

岸田政権は「新しい資本主義」の柱にクリーンエネルギー戦略を掲げており、先月、脱炭素の実現について議論する「GX（グリーン・トランスフォーメーション）実行会議」でも、核融合炉を含めた次世代革新炉の開発について検討するよう指示した。

政府は現在、21 世紀中ごろに核融合炉の実用化を目指している。戦略では、核融合炉の実現に向け、中小やベンチャー企業の支援や、民間の投資を呼び込むための施策も盛り込み、来春にもとりまとめる方針だ。

核融合発電は、核分裂エネル…

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の参画事業者を募集中です！

＜厚生労働省　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4wZf7ZmLeuyWCJBxY

◇医薬品安定供給支援事業（備蓄支援事業）　実施事業者の再公募について（３次公募）

＜厚生労働省　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7wpT4ZWHduCaBJN9Y

◇「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更案及び関係政省令の一部改正に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2022 年 9 月 5 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220030&Mode=0

◇炭酸飲料の日本農林規格の一部改正案についての意見・情報の募集について
＜農林水産省　2022 年 9 月 9 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003556&Mode=0

◇L-システイン塩酸塩に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2022 年 9 月 7 日＞
http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_tenkabutu_L-cysteine_monohydrochloride_040907.html
---
◇令和４年度中学生を対象とした献血への理解を促すポスターのキャッチフレーズを募集します！
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27628.html
---
◇令和５年「はたちの献血」キャンペーンのキャッチフレーズを募集します！
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27627.html
---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和４年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務（２次）採択結果について
＜環境省　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00555.html
---
◇「労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（案）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について
＜厚生労働省　2022 年 9 月 7 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220088&Mode=1

◇「「労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）」及び「粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について
＜厚生労働省　2022 年 9 月 7 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220089&Mode=1

◇「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について
＜環境省　2022 年 9 月 5 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220003&Mode=1

◇「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について
＜環境省　2022 年 9 月 5 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220004&Mode=1

[統計資料]

◇薬事工業生産動態統計令和４年６月分月報について
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b4rQnA_1kkUFzan9Y
****

[11] ***その他省庁発表***

◇雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 130 号）

［官報］ 令和４年９月 15 日　号外　第 199 号　9～26 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220915/20220915g00199/20220915g001990009f.html

---

◇『諸外国の教育動向 2021 年度版』を発行いたしました。
＜文部科学省　2022 年９月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkuadaa6ok0bvb0

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料（オンライン会議）　　９月 16 日
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28037.html
（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について
・農薬イソピラザム
・農薬ゾキサミド
・農薬トリネキサパックエチル
・農薬ピラジフルミド
・農薬ピリダリル
・農薬フルジオキソニル
・農薬フルトリアホール
（２）その他
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　9月16日
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127891.html
１ 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２ その他
・第２回「労働基準法施行規則第35条専門検討会」（ペーパーレス）を開催します　　９月22日
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27956.html
労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書(案)について
・薬事・食品衛生審議会　化粧品・医薬部外品部会を開催します　　９月29日
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27919.html
医薬部外品スキンベープＧ４について
・第８回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　開催案内　　９月22日
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27864.html
（１）請求事案の審査
（２）その他
・食品安全委員会（第 873 回）の開催について　　9 月 20 日
＜内閣府　2022 年９月 15 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai873.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・動物用医薬品「ジミナゼン」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「イソシンコメロン酸二プロピル」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「マホプラジン」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「ピリメタミン」に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 179 回）の開催について　　9 月 22 日
＜内閣府　2022 年９月 15 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_179.html
（１）動物用医薬品（オルメトプリム）の食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 180 回）の開催について　　9 月 22 日

＜内閣府　2022 年 9 月 15 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_180.html
（１）飼料添加物（ギ酸）の食品健康影響評価について
（２）飼料添加物（次硝酸ビスマス）の食品健康影響評価について
（３）その他
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第7回）（厚生科学審議会 科学技術部会 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第7回））　　９月２２日
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27971.html
（１）「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
（２）「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の見直しについて
・厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第10回）　　９月２２日
＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27973.html
（１）「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
（２）「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の見直しについて
・第 77 回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　　９月２０日
＜厚生労働省　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4wZcEIN5HsmJQTxxY
（１）個別の労災請求事案に係る医学的事項について
・宮城労働局事案
・福島労働局事案
・茨城労働局事案
・東京労働局事案
・福井労働局事案
（２）その他
・第７回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催します　　９月 20 日
＜厚生労働省　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o0YcUMM5XonJAX4xY
（１）精神障害の労災認定の基準について
（２）その他
・「第５回　個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催します　　９月 26 日
＜厚生労働省　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g2Y-IaT6z7v6nhsRY
（１）業界団体等ヒアリング
（２）フリーディスカッション
（３）その他
・「コーデックス 60 周年記念プレイベント ～コーデックスの 60 年を振り返る～」
～食品の国際規格に関するオンラインシンポジウムの参加者を募集～
＜消費者庁　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030219/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms201_220914_01.pdf
・第１回　合成燃料（e-fuel）の導入促進に向けた官民協議会　　9月16日
＜経済産業省　2022年9月14日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47286
合成燃料官民協議会の設置について
・第３１回総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　原子力小委員会　　9月22日
＜経済産業省　2022年9月14日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47287
1. 原子力政策に関する今後の検討事項について
・測地学分科会（第 46 回）・ 地震火山観測研究計画部会（第 47 回）合同会議の開催について　　9 月 27 日
＜文部科学省　2022 年 9 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkuadaa6ok0bvbK

1. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第２次）」の令和３年度年次報告【成果の概要】の取りまとめについて
2. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第２次）」の令和４年度年次報告の作成方針について
3. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第２次）」の外部評価報告について
4. 次期観測研究計画の検討について

その他

・日本産業標準調査会第47回標準第二部会　　9月21日

＜経済産業省　2022年9月14日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47327

1.　特定標準化機関（CSB）から申出の日本産業規格案について（審議）
2.　日本産業規格の制定等に係る調査審議の専門委員会への付託について（審議）

令和４年度経済産業省標準化委託事業の実施テーマの追加について（審議）

・日本産業標準調査会標準第一部会第15回保安技術専門委員会

＜経済産業省　2022年9月14日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47328

・日本産業標準調査会第70回標準第一部会　　9月21日

＜経済産業省　2022年9月15日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47347

1. 令和４年度経済産業省標準化委託事業の実施テーマの追加について（審議）
2. 日本産業規格の制定等に係る調査審議の専門委員会への付託について（審議）
3. 特定標準化機関（CSB）から申出の日本産業規格案について（審議）

・令和４年度環境配慮契約法基本方針検討会 建築物専門委員会(第２回)の開催について　　9月27日

＜環境省　2022年9月15日＞　https://www.env.go.jp/press/111191_00002.html

⑴　建築物に係る契約の検討の方向性及び令和５年度における建築物専門委員会の検討課題等について
⑵　検討スケジュールについて
⑶　その他

・サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会　　9月22日

＜経済産業省　2022年9月14日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47266

1. サプライチェーン全体でのカーボンフットプリントの算定・検証等に関する背景と課題
2. 本検討会の目的と進め方

・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第７回）　　9月22日

＜文部科学省　2022年9月15日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkwac85zevD14bG

＜経済産業省　2022年9月15日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47329

1. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
2. 「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の見直しについて

・NanoTerasu（次世代放射光施設）の利活用の在り方に関する有識者会議　（第２回）を開催します　　9月22日

＜文部科学省　2022年9月13日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agksadabyC5GdibL

1. 第１回有識者会議の結果について
2. NanoTerasu の利活用に向けて取り組むべき方向性について
3. 前回の検討事項に係る現在の対応状況について【非公開】
4. その他【非公開】

・【無料オンライン開催】新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー

＜厚生労働省　2022 年９月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27800.html

〇開催日時：下記開催日の 14:00～16:30（開場 13:45）

【第１回】2022 年９月 26 日（月）

【第２回】2022 年 10 月３日（月）

【第３回】2022 年 10 月 17 日（月）

〇場所：オンライン（Zoom webinar 開催）

〇プログラム：

【第１回】リスクアセスメントを実施する事業者（初心者）向けプログラム

ラベル・SDS の見方・活用方法、これから取り組む化学物質のリスクアセスメントなど

【第２回】ラベル・SDS を提供する事業者向けプログラム

SDS 制度及び GHS 分類ガイダンスを活用した SDS・ラベル作成 GHS 混合物分類 判定システム（NITE-Gmiccs）の使用方法など

【第３回】リスクアセスメントを実施する事業者（一般）向けプログラム

ラベル・SDS の効果的な活用方法、事例を踏まえた効率的・実効的なリスクアセスメントの方法など

【全回共通】新たな化学物質規制に関する説明（厚生労働省）

※本セミナーは、定員に達したため、全３回とも受付を終了。

開催後に動画配信が予定されている。（動画の視聴に関して、別途お申し込みは不要。）

[開催記録、報告、資料等]

・第14回重篤副作用総合対策検討会（オンライン会議）資料　　９月15日

＜厚生労働省　2022年9月15日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000209243_00004.html

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　９月 14 日

＜厚生労働省　2022 年９月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1YOEZTK_4vKrjchY

（１）新型コロナワクチンに関する副反応への対応について

（２）その他

・防災科学技術委員会（第 55 回）　議事録　　４月 22 日

＜文部科学省　2022 年９月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkuadaa6ok0bvbG

1. 分野別研究開発プラン等について
2. 防災科学技術政策の現状等について
3. その他

・パリ協定６条実施パートナーシップ準備会合の結果について　　９月９日

＜環境省　2022 年９月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00535.html

環境省は、令和４年９月９日（金）に、神奈川県鎌倉市において、パリ協定６条実施パートナーシップ準備会合を開催しました。同会議には、19 か国・14 機関の 55 名が参加し、既存のパリ協定６条関係の能力構築の取組を関係者間で共有するとともに、COP27 での立ち上げが予定されているパリ協定６条実施パートナーシップに向けて、今後の連携のあり方や活動の具体化について議論しました。

６条実施により、脱炭素市場や民間投資が活性化され、世界での温室効果ガスの削減と経済成長に同時に寄与するものとされています。日本としても能力構築支援などによる市場メカニズムの世界的な拡大への貢献を通じて、世界の温室効果ガス削減に貢献していきます。

・大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（第１回）配付資料　　９月 13 日

＜文部科学省　2022 年９月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agksadabyC5GdibI

・G20 環境・気候大臣会合の結果について（第２報）　　８月 31 日

＜環境省　2022 年９月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00556.html

****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220913_1.html
・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 9 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220913.html
・英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220914.html
・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 9 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220915_2.html
・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について
＜農林水産省　2022 年 9 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220915.html
---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・液体脂肪酸の光反応による活性酸素の生成
　-海洋表面やエアロゾル界面の化学の理解に貢献-
＜国立環境研究所(NIES)　2022 年 9 月 8 日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/202200908/20220908.html
---

◇*その他*

・環境に負荷のない循環型社会を、奈良先端大が組織設立へ
＜朝日新聞　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9D7523Q91POMB009.html
奈良先端科学技術大学院大学（NAIST、奈良県生駒市）は 1 日、地球温暖化による環境やエネルギーなどの問題解決に向けた様々な事業を展開する組織「NAIST グリーンエコノミーコンソーシアム」を 10 月 1 日に設立すると発表した。参画企業を全国から募り、知恵を結集して技術の創造や人材育成をめざす。

奈良先端大は昨年 1 月、研究分野の情報科学、バイオサイエンス、物質創成科学の 3 領域が融合して SDGs に貢献しようと「デジタルグリーンイノベーションセンター（CDG）」を設置。教授や教員らが産学・地域・国際連携、研究・教育力強化などに取り組んでいる。今年 6 月には学内に多目的コワーキングスペース「CDG コモンズ」をつくり、内外の人材交流などをしている。

コンソーシアムは、CDG の活動の一環。奈良先端大の研究者と参画企業、自治体などがお互いの強みを生かして「共創」し、環境に負担をかけない循環型社会をめざす「グリーンエコノミー」を実現させる。

11 月 8 日には、キックオフシンポジウムを県コンベンションセンター（奈良市）で開く予定だ。

CDG のバイオエコノミー部門の部門長を務める、バイオエンジニアリング研究室の加藤晃教授は「すでに幅広い分野の企業に参画を呼びかけている。20～30 社で始めることができたら」と期待を寄せている。来年度から、コンソーシアムとしての活動をスタートさせるという。

****

[付録]

◇「出世払い型奨学金」導入検討へ 卒業後の所得に応じて支払い
＜NHK　2022 年 9 月 13 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220913/k10013815771000.html
大学院の在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて支払う「出世払い型奨学金」の導入に向けた、国の検討会議が始まりました。
年内に具体的な内容を取りまとめ、再来年度の導入を目指しています。

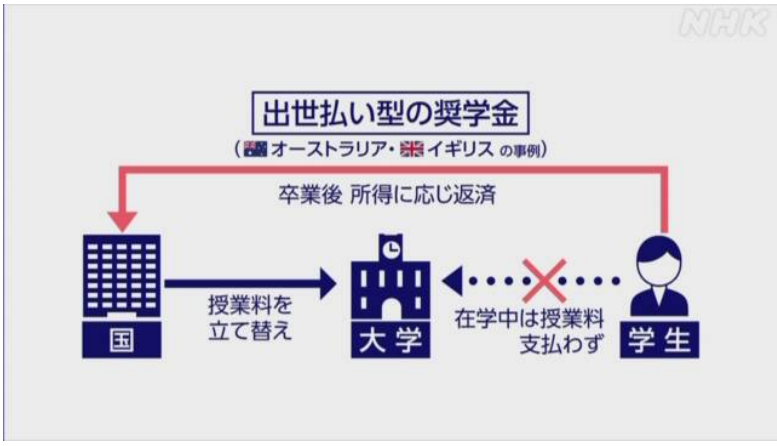

「出世払い型奨学金」は、在学中の授業料を国が立て替え、学生は卒業後の所得に応じて支払う新たな制度で、政府は再来年度からまずは大学院での導入を目指しています。
その具体的な内容を検討する、検討会議が 13 日に文部科学省で始まりました。
会議では、検討課題の整理が行われ、対象となる学生の要件や奨学金の金額、それに既存の奨学金制度との違いなどについて議論を深める必要があるとされました。
委員からは「対象者を所得などで絞らず、原則全員としたほうが利用しやすいのでは」とか「大学院だけでなく大学の奨学金と整合が取れた仕組みにする必要がある」といった意見も出されていました。
文部科学省によりますと、大学生や院生、およそ 116 万人が利用している貸与型の奨学金では卒業後の返済に苦しむ人もいるということです。

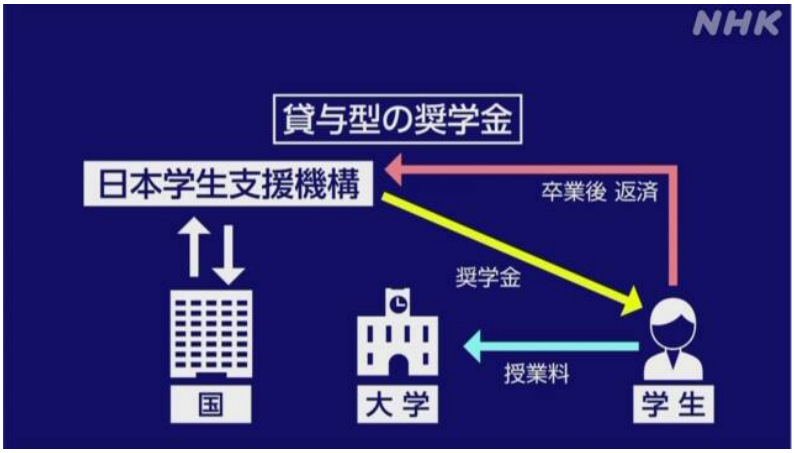

文部科学省がことし、大学 4 年生 3000 人を対象に行った調査では大学院への進学を希望する学生の 4 割が「出世払い型奨学金」を「利用したい」と回答したということです。
検討会議は、年末をめどに「出世払い型奨学金」の内容について最終的な取りまとめを行う方針です。
「出世払い型奨学金」海外では
在学中に授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて支払ってもらう「出世払い型奨学金」は、海外でも導入されています。

文部科学省によりますと、オーストラリアは 1989 年にそれまで無償だった大学教育を有償化することに伴い導入しました。卒業後、年間の所得などが 460 万円を超えた場合、1%から 10%までを授業料として源泉徴収します。
2006 年に導入したイギリスでは年収が 440 万円を超えた場合超えた額の 9%を源泉徴収するということです。ただ、支払い開始から 30 年が過ぎると徴収されなくなります。
日本の現在の奨学金制度では、学力や世帯の所得など一定の要件がありますが、オーストラリアやイギリスで導入されている「出世払い型奨学金」では、所得などの要件はなく、学生全員が利用できる仕組みです。
一方、返済されない奨学金の割合はオーストラリアはおよそ 15%、イギリスは 30%から 45%と推計されています。

日本では３か月以上滞納された奨学金の割合はおととしの時点で2.8%でした。こうした返済のあり方も議論の焦点となりそうです。

********** 以上 **********